

庁有車等の調達に係る環境配慮方針

令和4年3月31日3環計発第11411号区長決定

(趣旨)

第1条 区は、大田区環境アクションプランが掲げる「令和32(2050)年度までに脱炭素社会の実現」をめざし、その施策の1つとして「移動手段の脱炭素化」を推進することとした。本方針は、区役所がその率先行動として「庁有車等から排出される温室効果ガスの削減」に取り組むために必要な庁有車等の調達及び運用における環境配慮に係る基本的な考え方を定めるものである。

(定義)

第2条 この方針において「庁有車等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 区が所有する自動車
- (2) 区が年間借上げ(リース)契約する自動車

2 この方針において「電動車」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 燃料電池自動車
燃料電池から作られた電気を動力源としてモーターで走行するものをいう。
- (2) 電気自動車
バッテリーに充電された電気を動力源としてモーターで走行するものをいう。
- (3) プラグインハイブリッド自動車
外部からバッテリーを充電することができ、エンジンとモーターの2つの動力を併用して走行するものをいう。
- (4) ハイブリッド自動車
エンジンとモーターの2つの動力を併用して走行するものをいう。

3 この方針において「指定低公害車」とは、九都県市低公害車指定制度に基づく指定を受けた自動車で、前項に掲げる「電動車以外」のものをいう。

4 この方針において乗用自動車(以下「乗用車」という。)とは、乗員定数9人若しくは10人名以下かつ車両総重量3.5t以下の自動車であって、貨物自動車等及び特殊用途自動車等以外の普通自動車、小型自動車、及び軽自動車をいう。

(基本方針)

第3条 庁有車等を調達する場合の基本方針は次に示すとおりである。

- (1) 乗用車
乗用車は、令和12(2030)年度までに、すべて電動車に切り替える。
- (2) 乗用車以外の自動車(以下「乗用車以外」という。)
乗用車以外は、令和12(2030)年度までに、可能な限り電動車に切り替える。

2 前項の方針の達成をめざし、令和5年度以降における庁有車等の調達は、次のとおりの取扱いとする。ただし、区長が「特段の理由がある」と判断した場合は、その限りではない。

(1) 乗用車

令和5年度以降に調達する乗用車は、電動車とするものとする。

(2) 乗用車以外

令和5年度以降に調達する乗用車以外は、可能な限り電動車とする。但し、その用途や自動車の仕様等から電動車の導入が困難な場合は、指定低公害車を導入するものとする。

3 庁有車等の台数については、特段の理由がない限り、現状を維持又は削減するものとする。

4 電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車を導入する場合は、施設内に充電設備の設置を検討するものとする。

(運用方針)

第4条 区は、「庁有車等から排出される温室効果ガス削減」の取り組みを見える化し、区民・事業者等の行動変容をけん引するものとする。

2 各部局の長は、庁有車等を安全に運行するとともに、利用に伴い発生する環境負荷の低減に努めるものとする。また、庁有車等の走行距離及び燃料使用量等を環境清掃部長に報告しなければならない。

3 環境清掃部長は、本方針に基づく、取り組みの進捗状況をおおた環境基本計画推進会議に報告するものとする。

(その他)

第5条 本方針を適切に管理、運用するために必要な事項は、別途、環境清掃部長が定めるものとする。

2 本方針の決定に伴い、「庁有車等への低公害車導入指針（平成7年11月7日付け環環発第716号区長決定）」は廃止するものとする。

付則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。